証券コード　２４９Ａ
（発信日）2025年６月５日
（電子提供措置の開始日）2025年５月28日

株　主　各　位

東京都新宿西新宿二丁目７番１号
株式会社ヒューマンアジャスト
取締役社長　　根岸　　靖

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第18回定時株主総会招集ご通知」として、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しておりますで、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】https://human-adjust.co.jp/ir/?CAT=株主総会

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト】https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日のご出席に代えて、書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2025年６月19日（木曜日）18時30分必着として、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　　2025年６月20日（金曜日）　９時30分（受付開始：９時15分）
２．場　　所　　東京都新宿区西新宿二丁目７番１号　新宿第一生命ビルディング25階
　　当社本社会議室
３．目的事項
　報告事項　　第18期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　第18期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類承認の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　監査役２名選任の件
　　第４号議案　監査役の報酬額改定の件

以上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、円安の進行やエネルギー・原材料価格の上昇による物価高が継続し、実質賃金の下落傾向が続く等、先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ指圧業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う行動制限の緩和を受け、来院者数の回復が進みました。また、高齢化の進行により、健康維持や予防への関心が一層高まっており、健康産業全体としての需要は拡大傾向にあります。特に、高齢者層を中心に、介護予防や生活機能の維持・改善を目的とした施術やサービスに対するニーズが高まり、ヘルスケア関連分野の成長が注目されております。

このような状況のもと、当社は、鍼灸接骨院運営事業において有資格者の積極的な採用を推進するとともに、新規出店及び事業譲受により店舗数の拡大を図り、当事業年度においては７店舗増加し、合計56店舗となりました。また、店舗数の拡大に加えて、健康維持・予防のニーズに対応した自費施術の提供や、セルフケアを目的とした物販の強化にも積極的に取り組んでまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は2,532,005千円（前期比30.8%増）、営業利益は256,033千円（前期比377.0%増）、経常利益は237,379千円（前期比423.3%増）、当期純利益は145,966千円（前期比301.0%増）となりました。

（2）資金調達の状況

経常的な運転資金の借入れの他に、重要な資金調達はありません。

（3）設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は60,402千円であり、その主なものは、新店舗の出店に伴うもの57,536千円であります。

(4) 財産及び損益の状況

項目＼期別	第15期 (2022年３月期)	第16期 (2023年３月期)	第17期 (2024年３月期)	当期（第18期） (2025年３月期)
売上高	861,464千円	1,136,275千円	1,935,849千円	2,532,005千円
営業利益	29,117千円	△72,502千円	53,670千円	256,033千円
経常利益	24,664千円	△50,591千円	45,365千円	237,379千円
当期純利益	20,894千円	△42,540千円	36,399千円	145,966千円
１株当たり当期純利益	348,244円60銭	△709,003円33銭	606,654円55銭	486円55銭
総資産	377,282千円	578,712千円	875,509千円	1,188,604千円
純資産	109,109千円	66,569千円	67,283千円	213,249千円

（注）当社は、2024年６月25日付で、普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第18期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

①市場の動向

イ）人口減少による市場の縮小

鍼灸接骨院業界における従来の主要顧客は40～70歳代ですが、当社の展開する地域におきましても今後、当該年齢層の人口は減少が見込まれます。人口減少の下で市場規模を維持するためには、他の年齢層の顧客開拓や各年齢層における新たな施術需要の掘り起こしとともに、顧客１人当たりの顧客生涯価値を高める必要があります。

ロ）療養費の減少

高齢化に伴い国民医療費は年々増加しておりますが、接骨院業界におきましては療養費削減施策や療養費請求の審査厳格化などにより、療養費は基調としてマイナス成長を続けております。一方で接骨院数は増加が続いていることから１店舗当たりの療養費は減少傾向にあり、療養費頼みの経営では厳しい環境にあります。鍼灸院業界におきましては保険適用の対象症例が少なく保険施術の規模は小さいものの、市場全体として療養費は増加傾向にあることから、療養費の適切な比率を確保することが求められます。

ハ）施術需要の変化

コロナ禍の下では在宅業務による環境変化やテレワークで液晶画面を見る機会が増加したことにより施術傾向の変化が見られました。接骨院では腰痛、頭痛、眼精疲労や肩こりといった症状が増加し、鍼灸院ではストレスによる自律神経の乱れからメンタルヘルスケアの需要が高まりました。また美容への意識も広がりと高まりをみせ、美容を訴求した施術への需要が増加しました。正常化が進む今般におきましても、人々の美や健康に対する価値観、生活や働き方への影響は深く根付いており、こうした傾向は続いております。今後は美容に対する要求にも対応できる施術を提供してまいります。

ニ）国家資格者採用の難化

近年、国家資格の合格者数が年々減少し、国家資格全体ではピーク時の４割減、うち鍼灸師は４割減、柔道整復師は特に減少が大きく６割減となっており、新規合格者を採用するためには選ばれる院であることが求められるようになっております。今後もこの減少傾向が続いた場合には国家資格者の新規採用がさらに厳しくなると考えられます。

②当社の目標と現状

イ）ビジョンの実現に向けた事業を拡大

当社は「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」をビジョンとして掲げ、地域社会に健康を提供し続けることを目指し、事業を拡大してまいりました。

市場全体としては上述の市場環境により経営難に陥る院も多くありますが、当社ではそうした院の事業譲受を積極的に行い、施術者の雇用を確保するとともに店舗数を拡大してきました。事業拡大に必要な人材確保にあたっては、施術ニーズの変化や多様性に対応できる知識・スキルを重視し、国家資格者に絞って採用を行っております。採用は難化しているものの、働き方改革で実現した労働環境や当社のビジョンが求職者への訴求となり、従業員数の大幅な増加を実現しております。

ロ）事業拡大に伴う諸課題

一方で、事業拡大が業績向上に結実するにはタイムラグが伴います。店舗数拡大及び採用の必要資金は主として融資により調達しているため、負債及び支払利息が増加しております。また当社では施術者の高い技術と士気を競合他社との差別化要素と位置付けておりますが、特に国家資格新規合格者が当社の求める技術水準に到達するには相応の期間の研修が必要になるため、採用後一定期間は人件費の増加と一人当たり売上高の低下が利益の圧迫要因となります。持続的な成長のためには、店舗や従業員の拡大を確実かつ安定的に業績向上に結び付けることが重要と考えております。

③対処方針

イ）稼働及び利益の向上

当期以前に採用した国家資格者については研修が進んでおり、施術経験を蓄積し施術者として大きく成長しているところです。今後は彼らが主戦力となり各店舗の稼働を高めていくことが重要であるため、既存店の好立地を活かし積極的なプロモーションを行い、集客を図っていきます。また、症状が治ったら終わりではなく、より良い健康・美のために継続利用いただくための自費施術・物品販売メニューの提案を拡充してまいります。

また費用面に関しても、店舗業務については受付など店舗共通業務の標準化・デジタル化を進めるとともに、拡大した事業を管理するための人事・経理等本社機能を強化するなど、店舗共有基盤を整備することで１店舗当たりの運営コストを低減し、多店舗運営の強みを活かしてまいります。

ロ）財務体質の強化

経営者の高齢化や上記市場環境により撤退を考える院からの事業譲渡の引き合いが多数あるため、Ｍ＆Ａを含めた店舗数拡大の機会を引き続き追及するとともに、出店計画を踏まえて人材の採用も継続していきます。今後の拡大にあたっては既存店から着実に利益をあげ原資として活用するとともに、資本を増強して負債比率及び支払利息の適切な水準を維持し、継続的な成長の基盤となる財務体質の構築を図ります。

(6) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社は、主たる事業として、国家資格者が施術というサービスを行う鍼灸接骨院を運営しているほか、ＥＣサイトの運営を手掛けており、当社の鍼灸接骨院に来院されたお客様向けに、医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具などの販売を行っております。

また、鍼灸接骨院運営支援事業として、開業サポート、セミナー開催、経営コンサルティング等を行っております。

(7) 主要な事業所（2025年３月31日現在）

①本店

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目７番１号

②店舗等

所在地	店舗数
東京都	18 店
茨城県	1 店
栃木県	9 店
群馬県	2 店
埼玉県	13 店
千葉県	2 店
神奈川県	7 店
大阪府	1 店
福岡県	3 店
合計	56 店

(8) 従業員の状況（2025年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269名［212名］	51名増	27.3歳	2.3年

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近１年間の平均人員を［ ］外数で記載しております。

２．従業員数が前期末と比べて51名増加しておりますが、その主な理由は、事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社治療家コネクト	5,000千円	100%	鍼灸接骨院業界向け人材紹介事業
株式会社全国治療家アシスト協会	3,000千円	100%	療養費請求代行紹介事業

（10）主要な借入先及び借入額（2025年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高
株式会社武蔵野銀行	222,423千円
株式会社阿波銀行	49,167千円
株式会社みずほ銀行	46,548千円

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年９月27日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに、2024年12月16日付で福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに、株式を上場しました。

２．親会社等との間の取引に関する事項

当社は、当社の発行済株式の99.9％を所有し、かつ、当社の代表取締役社長である根岸靖氏より、当社が第三者に対して有する債務に関して債務保証を受けております。これは、同氏が当社の発行済株式の100％所有時に保証契約を行ったものであります。なお、同氏が当社の代表取締役社長という地位であることも考慮し、保証料の支払いは行っておりません。

上記の事情を鑑み、当社取締役会は、当該親会社等との取引が会社の利益を害するものではないと判断し、当該取引を承認する決議を行っております。なお、社外取締役の意見は取締役会の判断と一致しております。

３．株式に関する事項（2025年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　1,200,000株

（2）発行済株式の総数　　普通株式　300,000株

（3）当事業年度末の株主数　　３名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
根岸　靖	299,800株	99.9％
上田　宗則	100株	0.0％
キャロットキャピタル株式会社	100株	0.0％

（注）持株比率は小数点第二位を四捨五入して表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年６月25日付で、普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年６月25日付で定款変更を行い、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

４．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

５．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
根岸　　靖	代表取締役社長	―
田嶋　将大	取締役営業部長	―
眞木　　裕	取締役管理部長	―
三谷　　淳	取　締　役	未来創造弁護士法人代表弁護士 株式会社未来創造コンサルティング代表取締役
加藤　裕司	監　査　役	加藤裕司公認会計士事務所代表 合同会社タスフル代表社員 株式会社ダイブ経営企画部長

（注）１．取締役三谷淳氏は、会社法第２条第15号定める社外取締役であります。
２．監査役加藤裕司氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役加藤裕司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役三谷淳氏及び社外監査役加藤裕司氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役及び監査役を対象としております。

②保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保証する内容であります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　　締　　役 （うち、社外取締役）	４名 （１名）	95,980千円 （4,800千円）	－	1,172千円 （－千円）	97,152千円 （4,800千円）
監　　査　　役 （うち、社外監査役）	１名 （１名）	2,400千円 （2,400千円）	－	－千円 （－千円）	2,400千円 （2,400千円）
計 （うち、社外役員）	５名 （２名）	98,380千円 （7,200千円）	－	1,172千円 （－千円）	99,552千円 （7,200千円）

（注）１．取締役の金銭報酬の額は、2024年４月30日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役は１名）であります。

２．監査役の金銭報酬の額は、2023年６月15日開催の臨時株主総会において、個別報酬額を決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名（うち、社外監査役は１名）であります。

３．非金銭報酬等は、当事業年度に拠出した役員確定拠出年金の拠出額であります。

４．当事業年度における取締役の個別報酬等については、各取締役の職務内容、貢献度、業績等を総合的に勘案した適切な報酬額とすることとしており、取締役会の決議により、代表取締役社長根岸靖に基本報酬の決定を一任しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	三谷　　淳	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、法律家としての専門知識と幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議等に必要な発言を適宜行い、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等のための重要な役割を果たしました。
監　査　役	加藤　裕司	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行いました。

貸　借　対　照　表

（2025年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**800,697**	**流動負債**	**617,890**
現金及び預金	397,718	買掛金	6,521
売掛金	360,956	短期借入金	131,284
商品	1,650	1年内返済予定の長期借入金	88,784
貯蔵品	1,148	未払金	61,249
前払費用	37,083	未払費用	80,693
未収入金	2,788	リース債務	15,015
その他	1,550	未払法人税等	70,742
貸倒引当金	△2,200	未払消費税等	41,240
固定資産	**387,906**	前受金	73,095
有形固定資産	**236,689**	賞与引当金	34,375
建物	191,322	ポイント引当金	1,137
構築物	309	その他	13,753
機械装置	0	**固定負債**	**357,463**
車両運搬具	2,445	長期借入金	235,551
工具器具備品	17,205	リース債務	13,485
土地	744	資産除去債務	103,011
リース資産	24,662	その他	5,416
無形固定資産	**20,875**	**負債合計**	**975,354**
ソフトウエア	6,752	**純資産の部**	
のれん	14,122	**株主資本**	**213,249**
投資その他の資産	**130,341**	**資本金**	**3,000**
子会社株式	8,000	**利益剰余金**	**210,249**
敷金及び保証金	61,999	その他利益剰余金	210,249
長期前払費用	4,698	繰越利益剰余金	210,249
繰延税金資産	6,427	**純資産合計**	**213,249**
その他	49,215		
資産合計	**1,188,604**	**負債純資産合計**	**1,188,604**

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**2,532,005**
売　　上　　原　　価		**1,667,957**
売　　上　　総　　利　　益		**864,047**
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		**608,013**
営　　業　　利　　益		**256,033**
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	153	
受　　取　　配　　当　　金	0	
補　　助　　金　　収　　入	641	
償 却 済 債 権 取 立 益	500	
祝　　金　　受　　取　　額	700	
そ　　の　　他	919	**2,914**
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	19,115	
そ　　の　　他	2,453	**21,568**
経　　常　　利　　益		**237,379**
特　　別　　利　　益		
固 定 資 産 受 贈 益	5,557	**5,557**
特　　別　　損　　失		
上　　場　　関　　連　　費　　用	31,472	
減　　損　　損　　失	6,025	**37,497**
税 引 前 当 期 純 利 益		**205,440**
法人税、住民税及び事業税	70,541	
法　　人　　税　　等　　調　　整　　額	△11,066	**59,474**
当　　期　　純　　利　　益		**145,966**

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,000	64,283	64,283	67,283	67,283
当期変動額					
当期純利益		145,966	145,966	145,966	145,966
当期変動額合計	－	145,966	145,966	145,966	145,966
当期末残高	3,000	210,249	210,249	213,249	213,249

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商　品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……個別法

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～39年	車両運搬具	２～６年
構築物	10年	工具器具備品	２～10年
機械装置	６年		

②無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエア	５年
のれん	５年

③リース資産

イ）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、取引価格の算定において、変動対価が含まれる契約はなく、取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約も有しておりません。

①鍼灸接骨院運営事業

鍼灸接骨院を運営しており、顧客へのサービス提供完了時点において収益を認識しております。また、鍼灸接骨院に来店されたお客様向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具等の商品を販売しております。当該商品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識することとしております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

売掛金	60,200千円

②担保に係る債務

短期借入金	31,284千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　279,240千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債務	550千円

(4) 当座貸越契約

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行１行との間で当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	100,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	－千円

(5) 財務制限条項

当社の借入金のうち46,250千円については財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。

・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2023年３月期の75%以上に維持すること。

また、当社の当座貸越契約に係る借入実行残高100,000千円については財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。

・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2024年３月期の75%以上に維持すること。

５．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

①営業取引による取引高

販売費及び一般管理費　　11,670千円

②営業取引以外の取引高　　－千円

（2）減損損失

①減損損失を認識した資産または資産グループ

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物等	東京都他	6,025千円

②減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗により、回収可能価額を著しく低下させる変化があった店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

③減損損失の金額

建物　　5,029千円

リース資産　　879千円

ソフトウエア　　116千円

④資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位としてグルーピングしております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　300,000株

（注）2024年６月25日付で、１株につき5,000株の割合をもって株式分割を行っております。

（2）当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

（3）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,273千円
未払費用	7,002千円
資産除去債務	35,432千円
減損損失	1,096千円
ポイント引当金	381千円
その他	859千円
繰延税金資産小計	58,046千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△28,815千円
評価性引当額小計	△28,815千円
繰延税金資産合計	29,230千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△22,803千円
繰延税金負債合計	△22,803千円
繰延税金資産の純額	6,427千円

８．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

９．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃借物件において預託しているため、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、１年以内に決済されるものであります。

借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ａ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金等については、当社グループの与信管理規定等に沿って、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

ｂ.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを抑制しております。

ｃ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）敷金及び保証金	61,999	50,821	△11,178
資産計	61,999	50,821	△11,178
（2）長期借入金（１年内返済予定を含む）	324,335	323,094	1,240
（3）リース債務（１年内返済予定を含む）	28,500	28,481	18
負債計	352,835	351,576	1,259

（注１）現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等、未払金、未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	8,000千円

子会社株式は、非上場であり、市場価格がないため、子会社株式の時価を記載しておりません。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	50,821	－	50,821
資産計	－	50,821	－	50,821
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	323,094	－	323,094
リース債務（１年内返済予定を含む）	－	28,481	－	28,481
負債計	－	351,576	－	351,576

10. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主　　（単位：千円）

種類	氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	根岸　靖	（被所有）直接 99.9%	当社代表取締役 債務被保証	賃貸借契約に対する債務保証（注）１	36,697	－	－
				リース取引に対する債務保証（注）２	2,005	－	－

（注）１．一部の営業用店舗の賃借料について債務保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

２．一部のリース取引について債務保証を受けております。取引金額には、期末時点の未経過リース料残高（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

12. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	合計（千円）
鍼灸接骨院運営事業	2,532,005
外部顧客への売上高	2,532,005

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記　（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

13. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	710円83銭
１株当たり当期純利益	486円55銭

（注）2024年６月25日付で普通株式１株につき5,000株の株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

（1）退職給付に関する注記

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。なお、当事業年度における確定拠出制度への要拠出額は、11,288千円であります。

（2）資産除却債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

本社及び営業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を見積り、使用見込期間に対応した割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	84,170千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	18,025千円
時の経過による調整額	815千円
期末残高	103,011千円

監査役の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

監査役は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の遂行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査担当その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年５月28日

株式会社ヒューマンアジャスト

監査役　　加藤　裕司　　㊞

株主総会参考書類

第１号議案　　第18期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類承認の件

当社は、会社法第438条第２項の規定に基づき、定時株主総会において計算書類の承認を受けなければならないため、第18期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）につきまして、ご承認をお願いするものであります。

計算書類の内容等につきましては、添付書類（９頁から17頁まで）に記載のとおりであります。

なお、取締役会といたしましては、計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、監査役による監査をより効率的かつ組織的に行い、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、監査役設置会社から監査役会設置会社へ移行いたしたく、これに伴い、現行定款第４条（機関の設置）及び同第32条（監査役の員数）の変更並びに第７章（監査役会）に関する所要の条文の新設を行い、また、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。併せて、本定款内での表現及び文言の統一等の修正を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　　総則	第１章　　総則
（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役	（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会
第５章　　取締役会	第５章　　取締役会
（取締役会の議事録） 第31条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

現行定款	変更案
（取締役会規程） 第30条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第31条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第６章　　監査役	第６章　　監査役
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は３名以内とする。	（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は４名以内とする。
（新設）	第７章　　監査役会
（新設）	（常勤の監査役） 第38条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（新設）	（監査役会の招集通知） 第39条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（新設）	（監査役会の決議の方法） 第40条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（新設）	（監査役会の議事録） 第41条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。
（新設）	（監査役会規程） 第42条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

現行定款	変更案
第7章　　計算 第38条～第41条 （条文省略）	第8章　　計算 第43条～第46条 （条数繰り下げ、条文は現行どおり）
第8章　　附則 第42条 （条文省略）	第9章　　附則 第47条 （条数繰り下げ、条文は現行どおり）

第３号議案　　監査役２名選任の件

第２号議案が承認可決されることを前提とし、監査役会設置会社への移行に伴い必要となる監査役の増員のため、監査役２名の選任をお願いするものであります。

本議案が原案どおり承認可決され２名が就任いたしますと、監査役の員数は３名（うち、社外監査役３名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふくの　みわ 福野　美和 （1985年３月６日）	2010年12月　弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 2011年１月　鳥飼総合法律事務所　入所 2023年１月　ＴＨ総合法律事務所　入所（現職）	－株

【社外監査役候補者とした理由】

福野美和氏は、弁護士であり、法律に関する専門的な知識を有しているほか、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な顧問経験を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	やまざき　かずひろ 山﨑　和弘 （1954年９月８日）	1982年４月　アメリカン　ファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバス　日本支店　入社 1999年10月　同社日本支店経理部長 アフラック保険サービス株式会社監査役（兼任） 2002年１月　アメリカン　ファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバス　日本支店内部監査部長 2006年４月　同社日本支店執行役員 2012年１月　同社日本支店常務執行役員 2017年１月　同社日本支店顧問 アフラック・アセット・マネジメント株式会社監査役 日本法人化準備生命保険株式会社（現　アフラック生命保険株式会社）監査役 2018年４月　アフラック生命保険株式会社常勤監査役 2024年６月　同社常勤監査役　退任	－株

【社外監査役候補者とした理由】

山﨑和弘氏は、大手生命保険会社の経理・財務部門及び内部監査部門における長年の経験のほか、常勤監査役としての経験を有しており、また、米国公認会計士、公認内部監査人等の資格を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．福野美和氏及び山﨑和弘氏は、社外監査役候補者であります。
３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。監査役候補者が監査役に選任され就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
４．当社は、山﨑和弘氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、福野美和氏については、常勤監査役への就任を予定しており、締結の予定はありません。
５．福野美和氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は弁護士であり、弁護士として企業の経営や法務に関する顧問・法律相談業務等の経験を有していることから、当社においても社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第４号議案　　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2023年６月15日開催の臨時株主総会において、個別報酬額を決議いただき今日に至っております。

今般、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査役２名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社へ移行し、監査役の増員を行うことになりますので、これに伴い、監査役の報酬額を総額でご承認いただくこととし、その額を年額18,000,000円以内とさせていただきたく存じます。

なお、現在の監査役の員数は１名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決され２名が就任いたしますと、３名となります。

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会　会場ご案内図

会　場　：　東京都新宿区西新宿二丁目７番１号　新宿第一生命ビルディング25階
株式会社ヒューマンアジャスト　本社会議室



＜交通＞

都営大江戸線	都庁前駅	Ａ７出口より	徒歩２分
東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅	２番出口より	徒歩５分